資料4-2

住宅確保要配慮者居住支援事業

○ 概要

住宅に困窮する住宅確保要配慮者に対し、**青梅市の区域内における民間賃貸住宅への円滑な入居**を促進するための**個別相談**、情報提供、関係機関との連携

○ 対象者

住宅確保要配慮者

・高齢者　・障がいのある方　・子育て世帯　・低額所得者　・被災者

等で、**市内に住所を有する**または**市内に転入を希望**する方

○ 相談窓口

・青梅市住宅課が設置、**居住支援法人への業務委託**により実施

・月に2日程度　1日4回（1回60分程度）

・事前予約制

・市会議室で実施（原則）

○ 居住支援法人

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、**住宅確保要配慮者**に対し、**家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供、相談・見守り**などの**生活支援**を実施する法人

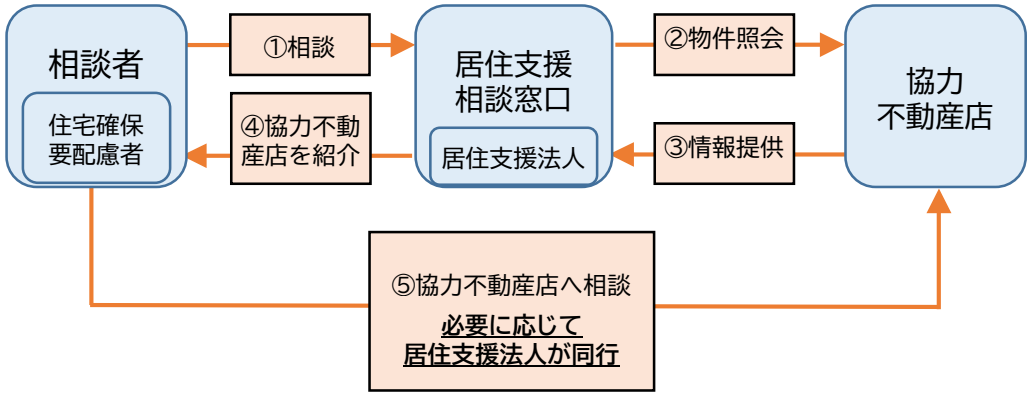
○ 相談内容

・今より安い家賃の住宅に住みたい

・契約更新が難しいと言われている

・自分（世帯）にあった賃貸住宅を見つけられない　等

○ 居住支援相談の流れ



○ 関係機関との連携

・相談者の状況に応じて、支援制度、福祉相談窓口の紹介を行う。

・関係機関窓口において、住宅確保要配慮者からの相談があった場合における、当相談窓口の紹介

・相談内容、相談結果について、青梅市居住支援協議会で報告